

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

和歌山県人事委員会



和人委第10150001号

平成30年10月15日

和歌山県議会議長 藤 山 将 材 様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 様

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、必要な措置をとられることを要請します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等を決定する諸条件について、職員及び民間双方の給与等を調査・研究し、慎重に検討を行った。その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等

職員の給与等の実態は、「平成30年職員給与等実態調査」の結果によれば、平成30年4月1日現在で、次のとおりである。

(1) 職員数

職員の総数は、14,445人であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職、教育職員、警察官等の給料表が適用されており、そのうち行政職給料表が適用されている職員の数は、3,932人である。 (参考資料第1表)

(2) 平均年齢

職員の平均年齢は、全職員については42.0歳、行政職給料表適用職員については43.4歳となっている。 (参考資料第2表)

(3) 学歴別、性別人員構成

職員の学歴別人員構成は、大学卒79.6%、短大卒7.6%、高校卒12.7%、中学卒0.1%となっている。

また、職員の性別人員構成は、男性61.8%、女性38.2%となっている。

(参考資料第5表)

(4) 平均給与

本年4月における職員の平均給与月額は、全職員で380,261円、行政職給料表適用職員で375,084円となっており、昨年と比較すると、前者は1,171円、後者は1,282円減少している。 (参考資料第6表)

2 民間の給与等

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所（調査対象事業所）282のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した133の事業所について「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。この133事業所から、調査時に事業所規模が調査対象外であることが判明した2事業所を除いた131事業所のうち、約9割（89.3%）の117事業所について、調査を完了した。

この調査では、公務と類似すると認められる76職種の約6,200人について、本年4月分としてそれぞれの従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で28.8%（昨年33.8%）、高校卒で31.8%（昨年33.5%）となっている。

そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で33.4%（昨年21.8%）、高校卒で28.4%（昨年41.0%）となっている。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で66.6%（昨年78.2%）、高校卒で71.6%（昨年59.0%）となっている。
（参考資料第15表）

イ 給与改定の状況

一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は25.2%（昨年23.0%）、ベースダウンを実施した事業所は0.0%（昨年0.0%）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は90.1%（昨年93.7%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は25.6%（昨年25.0%）、減額となっている事業所の割合は5.8%（昨年4.2%）となっている。（別表第1、別表第2）

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表の適用職員、民間にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行ってきている。

本年4月分の給与について比較した結果、職員の給与は、1人当たり平均にして民間の給与を661円(0.18%)下回っていた。(別表第3)

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、年間で平均所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給を0.04月分下回っていた。

(別表第4)

4 物価及び生計費

総務省及び和歌山県企画部企画政策局調査統計課の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べて全国で0.6%、和歌山市で0.9%増加した。

(参考資料第21表)

また、本委員会が同省の家計調査(勤労者世帯)を基礎として算定した本年4月における和歌山市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ114,776円、139,641円及び164,498円となった。(参考資料第20表)

5 国家公務員の給与に関する報告及び勧告等

人事院は、8月10日、国家公務員の給与に関する報告及び勧告、公務員人事管理に関する報告並びに定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を、国会及び内閣に対し行った。その主な内容は、次のとおりである。

(1) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告

- ア 民間給与との較差（0.16％）を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- イ ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

(2) 公務員人事管理に関する報告

- ア 国民の信頼回復に向けた取組
- イ 人材の確保及び育成
- ウ 働き方改革と勤務環境の整備等

(3) 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出

- ア 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- イ 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- ウ 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- エ 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

なお、これらの報告、勧告及び意見の申出の概要は、別記のとおりである。

6 む す び

(1) 民間給与との較差等に基づく給与の改定

ア 月例給の改定

月例給の改定は、行政職給料表適用職員と、これに類似する民間従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を比較し、均衡させることを基本として実施している。本年4月分の給与額を比較した結果、職員の給与額が民間の給与額を661円（0.18％）下回ることとなったため、本委員会としては、職員の月例給を次のように改定する必要があると判断した。

(7) 給料表の改定

本県の給料表は、これまで、人事院勧告で示された国家公務員の俸給表に準じてきており、本年、人事院は、俸給表の水準を引き上げる改定を勧告したことから、行政職給料表を、国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて改定する。その結果、職員の平均給与月額が584円（0.16%）増加することとなる。

この改定は、本年4月時点の比較に基づき、職員の給与と民間の給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うものとする。

(イ) 初任給調整手当の改定

初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、本年4月に遡及して支給限度額を引き上げ、医師の処遇の確保を図ることとする。

(ウ) 宿日直手当の改定

宿日直手当については、人事院勧告に準じて支給限度額を引き上げ、本年4月に遡及して実施する。

イ 特別給の改定

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

(2) 公務運営の改善

公務運営について、改善を検討すべき事項と今後の課題は、次のとおりである。

ア 人材の確保及び育成

公務を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、ますます高度化・複雑化する県政の諸課題の解決に向け、的確かつ前向きに取り組むことのできる優秀な人材を確保することが重要な課題となっている。

このため、職員採用 I 種試験において、これまでも受験年齢制限の緩和、第 1 次試験（筆記試験等）合格者枠の拡大、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など、意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたが、さらに今年度からは、I 種試験（一般行政職、警察事務職）の専門試験を 4 分野からの選択制にするなど、幅広い分野の人材が受験しやすいよう、見直しを行ったところである。

このような取組により今年度の I 種試験受験者数は増加がみられたものの、若年人口の減少を背景に、国や他の地方公共団体、民間企業等との競合など、人材確保の厳しさは今後も継続することが予想される。

そのような中、より多くの受験者を確保し、有為な人材を採用するためには、県職員としてのやりがいや魅力について、より一層積極的に広報活動を行うとともに、引き続き効果的な採用試験の実施方法について検討していく必要がある。

また、障害者の雇用については、各任命権者ともに法定雇用率を達成できていない状況にある。障害のある人がその能力と適性に応じた雇用の場に就き社会参加できる共生社会の実現に向け、各任命権者においては、障害者の計画的な採用を積極的に推進していく必要がある。

これら人材の確保に加え、採用後の人材育成も重要である。これまでも、各任命権者において、職場における職務を通じた人材育成（OJT）のほか、各種研修や中央省庁などへの長期派遣研修等を通じて、職員の能力開発が図られてきたところであるが、将来を見据え必要な能力を身につけさせるよう、職員それぞれのキャリアに応じ計画的に人材育成を図っていくことが必要である。

イ 女性職員の活躍推進

本県においては、これまでも男女共同参画の観点から、様々な取組が進められてきたが、多様な人材を確保し、政策に多角的な視点や新しい発想を導入するという観点からも、有為な女性職員の採用・登用の拡大は重要であり、各任命権者においては、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「女性活躍行動計画」という。）に基づいた取組がなされているところである。

女性職員の採用については、これまで職員募集パンフレットや職員採用説明会、さらには県職員を目指す女性を対象にしたセミナーなど様々な機会を捉えて、女性職員が能力を発揮しやすい環境であることを説明し、女性の受験者確保に取り組んできたところである。今後も、任命権者と連携しつつ、有為な女性の確保のため、より効果的な人材確保策を推進していく必要がある。

また、管理職への登用についても、各任命権者において男女共同参画の観点から、女性の職域拡大や適材適所への人事配置などが実施されてきたところである。各任命権者においては、今後さらに、女性職員のキャリア形成を支援する研修の実施、女性の活躍を促進する組織全体の意識啓発、男女ともにやりがいを感じ能力を十分に発揮しながら働き続けられる職場環境の整備など、女性活躍行動計画に定めた目標の達成に向けて積極的な取組を進めていく必要がある。

ウ 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の業務遂行意欲の向上を図り、組織の活力を維持するためには、能力・実績に基づく人事管理を進めていく必要がある、その基礎となるのが人事評価制度である。

各任命権者においては、人事評価制度を公正、適正に運用し、職員の能力・実績を適切に把握し、人事配置や人材育成等の人事管理に活用するとともに、給与処遇に的確に反映していくことが重要であり、必要に応じ現行の制度を改善していくよう努めなければならない。

エ 高齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、本年の給与勧告に併せて行った「定年を段階的に65歳に引き上

げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」において、「複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠となっており、本院としては、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要と考える。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保されるとともに、雇用と年金の接続も確実に図られることとなる。」と述べている。

本県においては、これまで定年退職する職員が希望する場合は、再任用を行うことで対応してきたところであるが、今回の意見の申出を踏まえ、今後、定年の引上げに関する具体的措置等について、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、検討していく必要がある。

オ 働き方改革と勤務環境の整備

(7) 超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

本年6月、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」という。）が成立した。これを受け、人事院では、公務員人事管理に関する報告（以下「人事管理報告」という。）において、国家公務員の超過勤務命令の上限規制等について言及している。長時間労働の是正の機運は、社会全体でかつてなく高まっており、本県においても重要な課題である。

本委員会においても、超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、労働意欲や活力の維持のほか、公務能率の向上の観点からも、繰り返し要請してきたところである。

各任命権者にあっては、超過勤務の縮減の必要性を認識し、従前から、夏季の一定期間を「毎日がノー残業デー」と定め、定時退庁を促すほか、所属ごとに日を設定して行う「所属ノー残業デー」を推進するなど、様々な取組が行われている。

特に、多忙化する教職員の勤務状況の改善が喫緊の課題となっている教育委員会では、その大きな要因のひとつである学校の運動部活動について、適切な休養日や活動時間を設定することを内容とする「和歌山県運動部活動指針」を策定したほか、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ等の配置がなされるなど、教職員の負担軽減のための取組が行われている

ところである。また、教職員の勤務時間を適正に把握するために、校務用パソコンを利用した出退勤プログラムの実用化も進められている。

各任命権者は、今後とも、業務の合理化・適正化を一層進めるとともに、勤務時間の状況を適切に把握した上で、長時間勤務の要因を分析し、より実効性のある取組を進めていくことが必要である。さらに、長時間勤務をせざるを得ない職員については、健康保持のための配慮を行うことが特に重要である。

なお、働き方改革関連法により、労働基準法第36条が改正され、時間外労働の上限時間が定められたところであり、同条の適用がある事業所においては、既に締結されている労使協定の改正等を含め、適切に対応し、労働関係法令の遵守・徹底を図る必要がある。

年次有給休暇の取得促進については、前年実績より1日以上多く取得することを推進する「ワン・モア・ホリデー」運動や休日に挟まれた日における会議等の自粛、ゴールデンウィーク期間中の長期連続休暇の取得促進など、各任命権者において、これまでも様々な取組がなされている。

昨年の職員一人当たりの年次有給休暇取得日数は、一昨年に比べ全体として増加しているが、当該休暇の取得促進は、総実勤務時間の縮減のために重要な取組であることから、今後も、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的取得の促進に取り組む必要がある。

(イ) 柔軟な働き方の推進

職員が仕事と育児、介護、自己啓発、趣味、地域活動等の生活との調和を図りながら、いきいきと意欲的に働き続けられるためには、多様な働き方の中から、これらの生活に適応したものを選択できる勤務環境の整備が求められる。

本県では、ワーク・ライフ・バランスの推進と公務能率の向上等を図るため、本年、勤務時間を早める朝型勤務制度の拡充やモバイルパソコンを用いて外出先で勤務するモバイル勤務、出張者が他の庁舎で勤務するサテライトオフィス勤務の試験導入が開始されたところである。

国家公務員については、既にフレックスタイム制が導入され、民間においても、フレックスタイム制のほか変形労働時間制を導入する企業の割合が増加傾向にある。また、在宅勤務やモバイル勤務、サテライトオフィス

勤務といったICTを利用した勤務場所にとらわれない働き方も、民間企業のみならず、国や他の都道府県においても幅広く進められている。

各任命権者においては、現在実施している施策や、国、他の都道府県、民間企業で実施されている取組の効果を検証・研究しながら、一層働き方改革を推進していくことが求められる。

(ウ) 仕事と家庭の両立支援の推進

少子高齢化社会という構造的な問題を背景に、誰もが活躍できる社会の実現が重要課題となっており、育児、介護等を行う職員が、その能力を最大限発揮して活躍できるよう勤務環境を整備していくことが求められている。

各任命権者において、次世代育成支援対策推進法や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、特定事業主行動計画(以下「行動計画」という。)が策定され、男女とも積極的に育児に参加するよう意識啓発等を図るとともに、行動計画の実現に向け、仕事と育児を両立することができる職場環境づくりに努めているところであり、その具体的な取組として、子の看護のための休暇制度の拡充や育児休業から復帰した職員を対象とした育児休業者職場復帰サポート研修等が実施されている。

しかしながら、本県の男性職員の育児休業の取得者数は、わずかに改善が見られるものの、依然として低い状況にあり、今後とも、各任命権者は、行動計画の趣旨や内容を職員に十分に周知し、育児や介護に関する休暇等の制度がより利用しやすくなるような勤務環境づくりを進めていく必要がある。

(I) 心の健康づくりの推進

業務の高度化、複雑多様化が進む中で、職業生活に伴うストレスが、職員の心の健康面に大きな影響を与えており、職員の心の健康づくり対策は、重要な課題である。

このため、各任命権者において、これまでも、精神科医や臨床心理士によるメンタルヘルス相談、管理職員等を対象としたメンタルヘルス研修、職員の円滑な職場復帰を支援するための職場復帰支援制度やストレスチェックの実施など、幅広い取組を通じ、様々なメンタルヘルス対策の推進が

図られている。

なお、労働安全衛生法の改正により平成27年12月から導入されたストレスチェック制度は、メンタル不調を未然に防止するための仕組みであるが、この制度は未然防止だけでなく、職員のストレス状況の改善や働きやすい職場の実現を通じた公務能率の向上にも繋がるものであることから、職員の受検率をより一層高め、積極的に活用を進めていく必要がある。

また、本県の心の疾病による長期病休者数は、依然として多い状況にある。心の疾病は、長期間の療養を必要とし、職員本人や家族はもとより公務の運営にも影響を及ぼすことから、各任命権者においては、今後も、根気よく職員の心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への取組を推進していく必要がある。

(オ) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員についても、公務の担い手として高い意欲を持ち、能力を十分に発揮して勤務することができるよう、適切な勤務環境を整備することが重要である。

これまでも、各任命権者においては、非常勤職員の給与、休暇等の勤務条件について、労働基準法等の規定及び常勤職員との権衡を考慮し、必要な措置を講じてきたところである。

本年、人事院では、非常勤職員の休暇について、結婚休暇を設けるなど慶弔に係る休暇について所要の措置を講ずる旨、人事管理報告において言及しており、これらの国の取組や、他の都道府県の状況を踏まえ、本県においても、非常勤職員の適切な勤務環境の整備に取り組む必要がある。

なお、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布され、臨時・非常勤職員についても、適正な任用・勤務条件の確保に向け、新たに一般職の会計年度任用職員の規定が設けられた。

再来年4月の改正法の施行に向け、適正かつ円滑に制度を導入できるよう、各任命権者は、改正法の趣旨に則り、人事管理の計画的推進や勤務条件の整備などの準備を着実に実施していく必要がある。

カ 服務規律の確保

本年の人事院の人事管理報告では、幹部職員によるセクシュアル・ハラスメントや決裁文書の改ざんなど、国民の信頼を大きく損なう事態が発生したことから、その信頼を回復するための取組の必要性に言及している。

本県においては、懲戒処分の方針には、既に公文書の不適正な取扱いに対する処分量定が定められ、また、ハラスメント対策として、相談窓口の設置や巡回指導・面接指導等、各任命権者において様々な取組が行われているところである。

県民全体の奉仕者である職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められるが、一部の職員による公務員としての自覚を欠く行為は、公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであり、一度損なわれた信頼の回復は容易ではない。

職員は、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観を保持しながら、服務規律を遵守することが求められる。

公務のみならず、私生活においても、不適切な場面に接した場合、どのように対応すべきか、社会で発生した事例や発生することが予想される事例について、それぞれを自分の問題として捉え、とるべき行動を考えることが必要である。

職員がそうした考えや意識を継続して持てるよう、各任命権者は、研修の機会を通じた定期的・継続的な意識啓発を行うとともに、事案が発生した場合は、その事案について、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のため、実効性のある取組を引き続き進めていく必要がある。

(3) おわりに

職員の給与及び公務運営の在り方について改定・検討を要すべき事項は、以上のとおりである。

人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な勤務条件の確保を目的として、地方公務員法に定める給与、勤務時間その他の勤務条件決定の諸原則に基づき行っているものである。

県議会及び知事におかれては、このような報告・勧告を行うに至った経緯及び情勢を十分に認識されるとともに、人事委員会勧告制度の意義及び果たして

いる役割に深い理解を示され、本報告及び勧告に基づき、適切な措置をとられるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	25.2	7.2	0.0	67.6
課 長 級	22.0	4.0	0.0	74.0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇 給中止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施					
		増額	減額	変化なし			
係 員	91.3	90.1	25.6	5.8	58.7	1.2	8.7
課 長 級	89.1	87.9	26.7	4.4	56.8	1.2	10.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	375,745 円	375,084 円	661 円 (0.18%)

「職員の給与(B)」の内訳

給与種目	平成30年	平成29年
給料	333,806 円	334,768 円
扶養手当	11,175	11,538
地域手当	15,974	15,815
住居手当	4,422	4,555
管理職手当	9,084	8,997
その他の	623	693
合計	375,084	376,366

(注) 給料には、給料の調整額及び平成18年切替えに伴う経過措置額を含む。

別表第4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A ₁)	333,135 円
	上半期(A ₂)	336,044 円
特別給の支給額	下半期(B ₁)	665,448 円
	上半期(B ₂)	818,472 円
特別給の支給割合	下半期(B ₁ /A ₁)	2.00 月分
	上半期(B ₂ /A ₂)	2.44 月分
	計	4.44 月分

(注) 1 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 所定内給与月額とは、毎月きまって支給する給与総額から時間外手当額を差し引いたものであり、特別給とは、賞与及び臨時給与をいう。

別記

国家公務員の給与に関する報告及び勧告、公務員人事管理に関する報告並びに定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の概要

<給与に関する報告及び勧告>

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16% [行政職(一)・・・現行給与 410,940円 平均年齢 43.5歳]
[俸給 583円 はね返り分(注) 72円] (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月(公務の支給月数 4.40月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他はそれぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月(現行0.90月)
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

<公務員人事管理に関する報告>

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理観・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・設置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニー

ズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理観を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上職員が年5日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

<定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出>

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職（一）の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）

- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務成績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次のとおり措置をとられるよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

ア 次に掲げる現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

- (ア) 行政職給料表
- (イ) 研究職給料表
- (ウ) 医療職給料表(1)
- (エ) 医療職給料表(2)
- (オ) 医療職給料表(3)
- (カ) 高等学校等教育職員給料表
- (キ) 中学校教育職員給料表
- (ク) 小学校、中学校等教育職員給料表
- (ケ) 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員に適用されるもの）
- (コ) 学校栄養職員給料表
- (サ) 警察官給料表

イ 任期付研究員に適用される現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

ウ 特定任期付職員に適用される現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

エ 特定業務等従事任期付職員に適用される現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

オ 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用される現行の給料表を別記第5のとおり改定すること。

(2) 諸手当について

ア 初任給調整手当について

- (ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び行政職給料表又は医療職給料表(1)の適用を受ける歯科医師に対する支給月額の限度を414,800円とすること。
- (イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

イ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,400円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,400円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,600円、31,500円、11,100円）とし、常直勤務に係る支給月額の限度を22,000円とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成30年12月期の支給割合

a 職員（特定幹部職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

a 職員（特定幹部職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。

エ 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について

(7) 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(7)及びエの(7)については、同年12月1日から、1の(2)のウの(イ)及びエの(イ)については、平成31年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任用職員以外職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			

65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200					
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500					
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800					
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000					
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300					
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600					
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800					
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000					
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600	381,500						
95		295,200	343,100	381,900						
96		295,600	343,500	382,300						
97		295,800	343,700	382,600						
98		296,100	344,100	383,100						
99		296,500	344,500	383,500						
100		296,900	344,800	383,900						
101		297,100	345,100	384,200						
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200

65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
74	262,800	318,600	388,600		
75	264,200	319,700	389,200		
76	265,300	320,800	389,900		
77	266,400	321,900	390,600		
78	267,600	322,900	391,200		
79	268,900	323,800	391,800		
80	270,000	324,700	392,400		
81	271,200	325,800	393,000		
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700

	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
再任用職員以外 の職員	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	

65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700

65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700	376,300		
115	294,100	325,300	358,200	376,800		
116	294,400	325,600	358,600	377,300		
117	294,700	325,800	359,000	377,900		
118	295,000	326,100	359,400	378,300		
119	295,300	326,500	359,900	378,800		
120	295,700	326,700	360,400	379,300		
121	296,000	326,900	360,800	379,900		
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				

137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職員給料表

(教育職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	202,300	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	400,300	
	39	228,500	283,500	401,700	
	40	230,300	285,500	403,100	
	41	232,000	287,300	404,800	
	42	233,700	289,700	406,200	
	43	235,300	292,000	407,500	
	44	236,900	294,500	409,000	
	45	238,300	296,500	410,600	
	46	239,700	299,000	411,900	
	47	241,000	301,300	413,400	
	48	242,200	304,000	415,000	
	49	243,600	306,400	416,700	
	50	245,100	308,800	418,100	
	51	246,300	311,300	419,700	
	52	247,800	313,600	421,200	
	53	249,000	315,800	422,900	
	54	250,200	318,000	424,400	
	55	251,600	320,100	426,000	
	56	252,700	322,300	427,600	
	57	254,000	324,200	429,100	
	58	255,100	326,300	430,600	
	59	256,200	328,400	431,800	
	60	257,400	330,400	433,000	
	61	258,700	332,500	434,200	
	62	259,800	334,600	435,500	
	63	261,200	336,800	436,800	
	64	262,300	339,000	438,000	

65	263,600	340,700	439,200
66	265,100	342,900	440,400
67	266,600	344,900	441,600
68	268,300	347,100	442,800
69	269,700	348,900	444,000
70	271,100	350,800	445,200
71	272,500	352,800	446,400
72	273,900	354,800	447,600
73	275,000	356,400	448,700
74	276,400	358,300	449,300
75	277,800	360,100	449,800
76	279,000	362,000	450,300
77	280,200	363,800	450,800
78	281,400	365,500	
79	282,600	367,200	
80	283,800	368,800	
81	284,900	370,300	
82	286,100	371,800	
83	287,300	373,300	
84	288,500	374,700	
85	289,500	375,800	
86	290,600	377,200	
87	291,600	378,600	
88	292,800	379,900	
89	293,900	381,200	
90	295,000	382,500	
91	296,200	383,700	
92	297,400	385,000	
93	297,900	386,300	
94	298,900	387,400	
95	300,000	388,700	
96	301,200	389,900	
97	302,200	391,300	
98	303,300	392,300	
99	304,300	393,400	
100	305,400	394,400	
101	306,300	395,300	
102	307,400	396,300	
103	308,500	397,400	
104	309,500	398,500	
105	310,100	399,200	
106	311,000	400,100	
107	311,800	401,000	
108	312,600	401,900	
109	313,500	402,700	
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	

	137	324,500	414,200		
	138	324,700	414,500		
	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		
	145	326,500	416,200		
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
再	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
任	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
用	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
職	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	345,800	438,000
員	25	205,100	223,000	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	360,300	446,300
以	33	217,800	241,500	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	366,600	448,700
外	37	224,300	252,100	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	370,000	
	39	227,700	257,100	371,300	
	40	229,400	259,400	372,900	
の	41	231,000	262,000	374,000	
	42	232,700	264,400	375,400	
	43	234,300	266,600	376,800	
	44	235,900	268,800	378,300	
職	45	237,600	270,900	379,700	
	46	239,100	273,100	381,300	
	47	240,400	275,300	382,900	
	48	241,800	277,300	384,400	
員	49	243,000	279,600	385,800	
	50	244,400	281,600	387,300	
	51	245,900	283,500	388,800	
	52	247,100	285,500	390,200	
	53	248,200	287,300	391,400	
	54	249,600	289,700	392,700	
	55	250,800	292,000	393,800	
	56	252,000	294,500	394,900	
	57	253,200	296,500	396,300	
	58	254,400	299,000	397,500	
	59	255,500	301,300	398,700	
	60	256,700	304,000	400,000	
	61	258,100	306,400	401,200	
	62	259,100	308,800	402,200	
	63	260,300	311,300	403,600	
	64	261,200	313,600	404,900	

65	262,200	315,800	406,100
66	263,600	318,000	407,200
67	265,000	320,100	408,400
68	266,400	322,300	409,500
69	268,000	324,200	410,500
70	269,500	326,300	411,700
71	271,000	328,400	412,900
72	272,400	330,400	414,100
73	273,400	332,500	414,700
74	274,600	334,600	415,500
75	275,900	336,800	416,200
76	277,100	339,000	416,700
77	278,300	340,700	417,000
78	279,400	342,600	417,400
79	280,600	344,300	417,800
80	281,800	346,100	418,200
81	283,000	347,900	418,500
82	283,900	349,700	418,900
83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	

	137			400,100	
	138			400,400	
	139			400,700	
	140			401,000	
	141			401,300	
	142			401,600	
	143			401,900	
	144			402,200	
	145			402,400	
	146			402,700	
	147			403,000	
	148			403,200	
	149			403,400	
	150			403,700	
	151			404,000	
	152			404,200	
	153			404,400	
	154			404,700	
	155			405,000	
	156			405,200	
	157			405,400	
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	370,000	
	39	227,700	257,100	371,300	
	40	229,400	259,400	372,900	
	41	231,000	262,000	374,000	
	42	232,700	264,400	375,400	
	43	234,300	266,600	376,800	
	44	235,900	268,800	378,300	
	45	237,600	270,900	379,700	
	46	239,100	273,100	381,300	
	47	240,400	275,300	382,900	
	48	241,800	277,300	384,400	
	49	243,000	279,600	385,800	
	50	244,400	281,600	387,300	
	51	245,900	283,500	388,800	
	52	247,100	285,500	390,200	
	53	248,200	287,300	391,400	
	54	249,600	289,700	392,700	
	55	250,800	292,000	393,800	
	56	252,000	294,500	394,900	
	57	253,200	296,500	396,300	
	58	254,400	299,000	397,500	
	59	255,500	301,300	398,700	
	60	256,700	304,000	400,000	
61	258,100	306,400	401,200		
62	259,100	308,800	402,200		
63	260,300	311,300	403,600		
64	261,200	313,600	404,900		

65	262,200	315,800	406,100
66	263,600	318,000	407,200
67	265,000	320,100	408,400
68	266,400	322,300	409,500
69	268,000	324,200	410,500
70	269,500	326,300	411,700
71	271,000	328,400	412,900
72	272,400	330,400	414,100
73	273,400	332,500	414,700
74	274,600	334,600	415,500
75	275,900	336,800	416,200
76	277,100	339,000	416,700
77	278,300	340,700	417,000
78	279,400	342,600	417,400
79	280,600	344,300	417,800
80	281,800	346,100	418,200
81	283,000	347,900	418,500
82	283,900	349,700	418,900
83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	

	137			400,100	
	138			400,400	
	139			400,700	
	140			401,000	
	141			401,300	
	142			401,600	
	143			401,900	
	144			402,200	
	145			402,400	
	146			402,700	
	147			403,000	
	148			403,200	
	149			403,400	
	150			403,700	
	151			404,000	
	152			404,200	
	153			404,400	
	154			404,700	
	155			405,000	
	156			405,200	
	157			405,400	
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職員給料表

(市町村立学校職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	157,900	202,300	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	400,300	
	39	228,500	283,500	401,700	
	40	230,300	285,500	403,100	
	41	232,000	287,300	404,800	
	42	233,700	289,700	406,200	
	43	235,300	292,000	407,500	
	44	236,900	294,500	409,000	
	45	238,300	296,500	410,600	
	46	239,700	299,000	411,900	
	47	241,000	301,300	413,400	
	48	242,200	304,000	415,000	
	49	243,600	306,400	416,700	
	50	245,100	308,800	418,100	
	51	246,300	311,300	419,700	
	52	247,800	313,600	421,200	
	53	249,000	315,800	422,900	
	54	250,200	318,000	424,400	
	55	251,600	320,100	426,000	
	56	252,700	322,300	427,600	
	57	254,000	324,200	429,100	
	58	255,100	326,300	430,600	
	59	256,200	328,400	431,800	
	60	257,400	330,400	433,000	
	61	258,700	332,500	434,200	
	62	259,800	334,600	435,500	
	63	261,200	336,800	436,800	
	64	262,300	339,000	438,000	

65	263,600	340,700	439,200
66	265,100	342,900	440,400
67	266,600	344,900	441,600
68	268,300	347,100	442,800
69	269,700	348,900	444,000
70	271,100	350,800	445,200
71	272,500	352,800	446,400
72	273,900	354,800	447,600
73	275,000	356,400	448,700
74	276,400	358,300	449,300
75	277,800	360,100	449,800
76	279,000	362,000	450,300
77	280,200	363,800	450,800
78	281,400	365,500	
79	282,600	367,200	
80	283,800	368,800	
81	284,900	370,300	
82	286,100	371,800	
83	287,300	373,300	
84	288,500	374,700	
85	289,500	375,800	
86	290,600	377,200	
87	291,600	378,600	
88	292,800	379,900	
89	293,900	381,200	
90	295,000	382,500	
91	296,200	383,700	
92	297,400	385,000	
93	297,900	386,300	
94	298,900	387,400	
95	300,000	388,700	
96	301,200	389,900	
97	302,200	391,300	
98	303,300	392,300	
99	304,300	393,400	
100	305,400	394,400	
101	306,300	395,300	
102	307,400	396,300	
103	308,500	397,400	
104	309,500	398,500	
105	310,100	399,200	
106	311,000	400,100	
107	311,800	401,000	
108	312,600	401,900	
109	313,500	402,700	
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	

	137	324,500	414,200		
	138	324,700	414,500		
	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		
	145	326,500	416,200		
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900

65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	
106			331,400		
107			331,800		
108			332,000		
109			332,200		
110			332,600		
111			333,000		
112			333,400		
113			333,600		
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

警 察 官 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任用警察官以外 の警察官	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	476,800
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	477,000
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	477,200
	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	477,400
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	477,600
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	477,800
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	478,000
	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	478,200
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	478,400
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	478,600
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	478,800
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	479,000
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	479,200
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	479,400
	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	479,600
	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	479,800
	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	455,000	480,000
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	455,200	480,200
	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	455,400	480,400

65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
94	300,600	324,200	350,600	384,200			
95	301,700	325,600	352,100	384,800			
96	303,000	326,900	353,600	385,300			
97	304,100	328,100	354,900	385,700			
98	305,300	329,400	356,100	386,100			
99	306,500	330,700	357,200	386,700			
100	307,700	332,000	358,400	387,200			
101	308,900	333,400	359,500	387,600			
102	309,900	334,300	360,600	388,100			
103	311,000	335,400	361,700	388,700			
104	312,000	336,600	362,900	389,200			
105	312,800	337,700	364,100	389,500			
106	313,400	338,800	364,600	389,900			
107	314,000	339,800	365,200	390,400			
108	314,700	340,900	365,800	390,700			
109	315,200	342,100	366,400	391,000			
110	315,700	343,100	366,900	391,500			
111	316,200	344,100	367,400	392,000			
112	316,800	345,000	367,900	392,500			
113	317,600	345,900	368,300	392,800			
114	318,300	346,800	368,700	393,300			
115	319,000	347,800	369,300	393,800			
116	319,700	348,800	369,800	394,300			
117	320,300	349,800	370,200	394,600			
118	321,100	350,300	370,700	395,100			
119	321,800	350,900	371,300	395,600			
120	322,600	351,500	371,800	396,100			
121	323,200	351,800	372,000	396,500			
122	323,500	352,200	372,500	397,000			
123	324,000	352,700	373,000	397,400			
124	324,500	353,100	373,400	397,900			
125	324,800	353,500	373,900	398,300			
126		353,900	374,400				
127		354,400	374,900				
128		354,800	375,400				
129		355,200	375,700				
130		355,600	376,200				
131		356,000	376,700				
132		356,400	377,200				
133		356,600	377,500				
134		357,100	378,000				
135		357,500	378,400				
136		357,800	378,800				

	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用警察官		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

別記第2

第1号任期付研究員に適用する給料表

号 給	給料月額
1	396,000 円
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第2号任期付研究員に適用する給料表

号 給	給料月額
1	330,000 円
2	366,000
3	394,000

別記第3

号 給	給料月額
1	374,000 円
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別記第4

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 153,000	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、167,200円又は187,200円とする。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 153,800	円 203,900	円 283,500	円 325,900	円 384,400

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、172,200円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 257,600	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 183,200	円 193,200	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、212,000円とする。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、171,900円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 168,800	円 208,100	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、216,400円とする。

別記第5

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 153,000	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、167,200円又は187,200円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 153,800	円 203,900	円 283,500	円 325,900	円 384,400

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、172,200円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 257,600	円 338,600	円 393,000	円 466,000

備考 この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 183,200	円 193,200	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が薬剤師で人事委員会規則で定めるもの又は獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、212,000円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、171,900円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 168,800	円 208,100	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、216,400円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 164,100	円 209,100	円 331,100	円 415,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、183,900円又は205,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 164,100	円 186,700	円 324,400	円 405,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第3号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、183,900円又は205,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 174,400	円 253,200	円 257,300	円 288,600	円 305,100	円 319,200	円 342,800	円 377,900	円 409,500

備考

- この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,900円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 164,100	円 186,700	円 324,400	円 405,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、183,900円又は205,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 164,100	円 209,100	円 331,100	円 415,200

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、183,900円又は205,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 171,900	円 193,200	円 243,500	円 256,900	円 282,100

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。